

平成28年第1回士別市議会定例会会議録（第2号）

平成28年3月9日（水曜日）

午前10時00分開議

午後 1時52分散会

本日の会議事件

開議宣告

日程第 1 議案第16号の撤回について

日程第 2 議案第35号 士別市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例
について

追加日程 議案第36号 士別市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

日程第 3 一般質問

散会宣告

出席議員（17名）

副議長	1番	谷口隆徳君	2番	喜多武彦君
	3番	大西陽君	4番	村上緑一君
	5番	渡辺英次君	6番	谷守君
	7番	松ヶ平哲幸君	8番	岡崎治夫君
	9番	遠山昭二君	10番	山居忠彰君
	11番	十河剛志君	12番	出合孝司君
	13番	国忠崇史君	14番	井上久嗣君
	15番	粥川章君	16番	斉藤昇君
議長	17番	丹正臣君		

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長（併） 選挙管理委員会 事務局長	中峰寿彰君	市民部長	法邑和浩君
保健福祉部長	川村慶輔君	経済部長	金章君
建設水道部長	沼田浩光君	朝日総合支所長	藤森裕悦君

市立病院院長 三好信之君

教育委員会会長 五十嵐紀子君 教育委員会会長 安川登志男君

教育委員会会長 菅井勉君

農業委員会会長 松川英一君 農業委員会会長 小ヶ島清一君

監査委員 吉田博行君 監査委員局長 竹内雅彦君

事務局出席者

議会事務局局長 石川敏君 議会事務局局長 浅利知充君
議会事務局主査 前畑美香君 議会事務局主査 粕谷幸広君

(午前10時00分開議)

○議長(丹 正臣君) おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

○議長(丹 正臣君) ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長(石川 敏君) 御報告申し上げます。

本日の議事日程及び諸報告につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

○議長(丹 正臣君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、議案第16号の撤回についてを議題に供します。

牧野市長から撤回理由の説明を求めます。牧野市長。

○市長(牧野勇司君)(登壇) おはようございます。

本定例会初日の2月23日に提出し、予算審査特別委員会に付託となっています議案第16号 士別市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について撤回いたしたく、その理由を御説明申し上げます。

本案件については、本年4月1日付で士別市立病院に行政職の副院長を配置いたしたく、議案の修正が必要となったことから、士別市議会会議規則第19条第1項の規定により、議案の撤回について議会の承認をお願いするものです。何とぞ御承認のほどお願い申し上げます。

(降壇)

○議長(丹 正臣君) お諮りいたします。本件については、これを承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(丹 正臣君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第16号の撤回については、これを承認することに決定をいたしました。

○議長(丹 正臣君) 次に、日程第2、議案第35号 士別市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。相山副市長。

○副市長(相山佳則君)(登壇) ただいま議題となりました議案第35号 士別市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

今回の改正は、士別市立病院における経営改善に向けて、出張医体制の縮減を図るため、新規入院患者に対する診療業務及び入院患者主治医の不在時に、その主治医にかわって行う診療

業務を当番制で実施することに伴い、当該業務に従事する医師の業務負担が増えることへの措置として、救急診療業務手当及び緊急呼び出し手当の限度額を増額改定しようとするものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第35号は予算に関連を有する議案でありますので、予算審査特別委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第35号は予算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。ただいま市長から議案第36号 士別市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程として直ちに議題にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第36号を日程に追加し、追加日程とし議題とすることに決定いたしました。

○議長（丹 正臣君） それでは、議案第36号 士別市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） ただいま議題となりました議案第36号 士別市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

今回の改正は、平成26年5月に公布された地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が本年4月1日から施行されることに伴い、引用する条項の変更に対応するほか、職員の職務と給料表との関係の具体的な基準となる等級別基準職務表の適用について追加するものです。

また、市立病院の経営改善に向けて、経営担当の副院長を本年4月1日付で配置し、組織体制の強化を図る考えであり、その職責を考慮し行政職給料表において、現在部長職に適用している7級の上位に新たに級を増設しようとするものです。加えて、23年度から今年度までの5年間にわたって経過措置を設けてきた住居手当における持ち家手当について、道内市町村の状況はもとより、地域経済への波及効果や定住による地域社会への参加促進、固定資産税収入などの観点から、当分の間、制度維持の必要があるとの考えのもと所要の改正を行うものです。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第36号は予算に関連を有する議案でありますので、予算審査特別委員会に付託することにしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(丹 正臣君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第36号は予算審査特別委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長(丹 正臣君) 次に、日程第3、一般質問を行います。

議長の手元まで一般質問通告書を提出された方は12名であります。あらかじめ決定しておりますので、順序に従い順次質問を許します。1番 谷口隆徳議員。

○1番(谷口隆徳君) (登壇) おはようございます。

第1回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問をいたします。

福祉行政について何点かお尋ねをいたします。

まず初めに、地区担当保健師事業の取り組み、及び成果についてお尋ねをいたします。

この事業は、第3期地域福祉計画の中に第2期地域福祉計画の取り組みから見た課題として、心と体の健康づくりにおいて健康長寿日本一を目指して介護保健課、地域包括センター、保健福祉センターを統括する健康長寿推進室を設置し、生活習慣病の予防や健康づくり、介護予防、介護サービスの提供等に連携して取り組むとあり、また、よりきめ細かな保健指導を展開するため、健康管理システムを導入し市民の保健指導の充実に努めるとあります。

そして、健康管理システム等の活用、充実について、更には健康づくりを進めていく対策として、地区担当保健師制度が27年度から導入されました。地域に密着した保健師とともに保健推進員や食生活改善推進員とが地域連携を深め、地域と一体となった保健活動が展開されることは意義のあることであります。市民の健康づくりの健康管理システムと地区担当保健師制度とのかかわり及び取り組みについて、更には従前との違いについてお尋ねいたします。

次に、成人保健事業での若年層健康診査の実施及びいきいき健康づくり支援についてお伺いをいたします。

明年度から新規の事業として若年層健康診査が実施される予定であります。この事業は予防医療の観点から早期に病気や生活習慣病などを発見し、健康維持を図る上でも大切なことであります。したがって、多くの対象の市民に健康診査を受けてもらわなければなりません。周知方法や検査内容、費用、更には地区担当保健師の役割についてお尋ねいたします。

また、高齢者の健康促進のみならず、若年層に対する健康管理のプログラムなどの製作も必要になると思います。本年10月開設予定のいきいき健康センターでの活動等の関連もあり、活用の点からも健康管理のプログラムが必要になると思われませんが、このことについてどのように考えていくのかお伺いをいたします。

最後に、要保護児童対策事業についてお伺いいたします。

説明には子供に関する問題について、置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子供や家庭に最も効果的な援助を行い、子供や家庭福祉の向上を図ることを目的に家庭児童相談員を配

置するとしておりますが、子供や家庭に関する個々の問題が近年多く発生しており、虐待や育児放棄、貧困などの格差が生み出す家庭環境の問題など、子供を守ることができない状況も生じているように思います。その中で要保護児童の実態や家庭環境の実態の把握と支援が大変重要になってきます。

当然、個々の問題はプライバシーの観点からも、その把握は非常に困難を極める状況でもあります。担当している相談員の方々の御苦勞は並大抵のものではないと思いますし、しかしながら、子供に関する環境などの諸問題や諸状況がよい方向に進んでいない昨今の現状にあつて、要保護児童の支援援助を怠ることはできません。このことについての対策、支援強化や今後の活動強化についてお伺いをいたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 谷口議員の御質問にお答えいたします。

最初に、私から地区担当保健師事業の取り組みと成果について答弁申し上げ、成人保健事業での若年層健康診査及びいきいき健康づくり支援、並びに要保護児童対策については、副市長から答弁申し上げます。

本市は、市民が生涯を通じて健康で安心して生活できる健康長寿日本一のまちづくりを目指すため、保健師活動を業務担当制から地区担当制に移行し、本年度から本格的な活動に取り組んでいるところです。地区担当保健師の役割については、平成27年第1回定例会において谷口議員の御質問にお答えしたとおり、1つ目は、地域住民の生活と直接かかわり健康課題を把握する活動、いわゆるみる活動であり、2つ目は、保健推進員などと連携し地域課題を地域住民と共有し、相互のかかわりを育む活動、いわゆるつなぐ活動であり、そして、3つ目はみる、つなぐ活動の積み重ねにより、地域住民の積極的な活動を引き出す活動、いわゆる動かす活動を基本としつつ、地域特性に応じた保健活動を進めていくことであります。

そこで、本年度におけるみる、つなぐ、動かす活動の具体的な取り組みと成果について申し上げます。

まず、みる活動については、健康管理システム導入により市民の各種健診結果や相談履歴、家族状況等の情報を迅速に確認することが可能になったことから、個別の健康課題のみならずあらかじめ家庭や地域の健康課題を把握しながらの訪問活動を行っており、以前よりも効果的な保健指導が可能となっています。

また、保健師や管理栄養士が市民にとって相談しやすく身近な存在であることを周知するため、市の広報紙に保健師と管理栄養士の顔写真や氏名、担当地区を掲載するとともに、地域政策懇談会の場においても、地区担当保健師制度の活動内容について説明させていただき、担当地区の方々と顔の見える関係性ができたことから、直接担当保健師に対する相談件数も増え、訪問件数においては平成27年12月末では1,374件、前年同時期では954件で420件増加したところです。

次に、つなぐ活動については、各地区の保健推進員と地区担当保健師との学習会を通じ、地

区の人口構成及びがん検診や特定健診の受診率や、その地区の健診結果等、地区の実態についての情報を共有できたことにより、保健推進員を中心に地区全体を対象にした健康学習会開催の機運が醸成されたところです。

このような、みる、つなぐ活動の結果、地区全体での健康学習会の開催が広がりを見せ、地区における学習会開催は昨年度の5カ所から11カ所に増加し、参加者も増加するなど、住民が主体的に健康づくりに取り組む動く活動に結びついたものと考えています。

健康で住みなれた地域で安心して生活できることは市民の願いであり、市民一人一人が自分の体の健康を理解し、みずからの健康はみずからが守るという意識を高める取り組みが、今後ますます重要になってきていますことから、27年度における地区担当保健師活動の取り組みを、保健推進員初め地域住民とともに保健事業の効果を評価しながら、今後も市民とともに健康長寿日本一のまちづくりを推進してまいります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。 （降壇）

○議長（丹 正臣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） 私から成人保健事業での若年層健康診査及びいきいき健康づくり支援、並びに要保護児童対策についてお答え申し上げます。

初めに、若年層健康診査についてであります。

平成26年度に土別市成人病健診センターで受診した社会保険被保険者のうち、健診データの提供に同意していただいた30代の方の健診結果を見ますと、肥満の方が約2割、コレステロール値の高い方が約4割、血糖値が高い方が約3割と、比較的若い方にも生活習慣病が見られています。

高血圧、糖尿病、脂質異常症などの生活習慣病は、発症するその日まで自覚症状がほとんどなく進行しますので、仕事が忙しい、健康だから、育児が忙しくて自分の健康は後回しという若い年齢層の方が、自分の健康状態を知らないまま生活を送りますと、10年後、20年後に手おくれになることも懸念されることから、若いうちから自分の健康状態を知るきっかけづくりを始める必要があります。

このようなことから、若い人の健診機会を確保する手段として、28年度から30歳から39歳までの公的な健康診断を受ける機会がない方で、健診を希望する方を対象に若年層健康診査を実施することといたしました。検査内容は問診、診察、身体測定、血圧測定、コレステロールなどの血液検査、尿検査を予定しており、費用については委託する機関によって異なりますが、健診費用およそ6,000円から7,500円となるうち、自己負担は一律1,800円を予定しております。周知方法については、市広報紙や市ホームページの掲載を初め郵送による個別通知のほか、若い保護者が目にしやすい保育所や幼稚園などへのポスター掲示を行ってまいります。

次に、運動を取り入れたいいきいき健康づくり支援についてであります。

まず、1つ目に、特定健診受診者や若年層健康診査を受けた方で、生活習慣の改善が必要な方への支援として、地区担当保健師や管理栄養士がその健診結果に基づき保健指導や栄養指導

を行うとともに、体重のコントロールや運動習慣の改善が必要な方には、個人の生活スタイルに合わせ実践できる個別の運動プログラムを理学療法士が提示し、その後のよい生活習慣が維持されるよう働きかけてまいります。

2つ目には、現在65歳以上の方を対象とした介護予防教室として実施しているサフォークジムの対象年齢の拡大であります。健康づくりは関心を持っていても1人では実行、継続できないことも多く、多くの人たちが楽しく運動できるサフォークジムは、毎日の運動習慣の意識づけには効果的な取り組みであると考えますことから、より早い年代からの運動機能の向上を目指し、28年4月からサフォークジムの対象年齢を5歳引き下げ60歳以上の方として実施することとし、10月からは健康長寿の拠点施設として開設するいきいき健康センターを会場に行ってまいります。

次に、要保護児童対策についてであります。

この対策については、こども・子育て応援室に家庭児童相談員2人を配置し、子供や家庭にかかわる相談や相談事案に対する調査、関係機関との調整などその対応に当たっております。

谷口議員お話のように、虐待や育児放棄などの問題は家庭環境を初めとするさまざまな要因が関連しており、最近では相談内容は複雑、多様化する中で、保育所や幼稚園、学校、保健福祉センターなどの連携はもとより、児童相談所や保健所、医療機関などの専門的指導や助言が必要と判断される困難事例も増えております。

まず、要保護児童の把握についてであります。保育所や幼稚園、学校などでは子供や保護者とのかかわりの中で、子供の成長や養育状況により予防的視点での実態把握に努めております。また、保健福祉センターや子育て支援センターにおいても新生児訪問や乳幼児健診、あそびの広場での母子の状況により、専門的な視点で保健師や保育士などが実態の把握に努めております。虐待や育児放棄などの問題については、発見から状況把握、支援に至るまで適切な対応が必要とされ、具体的には児童相談所などの児童福祉機関、保健医療機関、教育機関などで構成する要保護児童対策地域協議会において個別検討会議を随時開催し、適切な支援内容や対応方針などについて協議をしております。

次に、今後の活動強化や支援強化についてであります。

市では、これまで対応してきたケースを分析した結果、経済面、健康面に課題を抱える家庭が虐待などに向かう可能性が高い傾向にあり、未然防止も含めた対応策や支援体制の強化について検討してまいりました。具体的な内容としては、これまで保護者の就労により保育所などの開所時間外に保育サービスを利用した場合、その利用料金の一部を助成する特別保育推進事業を実施していますが、28年度からはその支援対象者を拡大し、産前産後の期間の方、病気やけがで保育が困難な方、病気やけがの児童の保護者及び障害を有している方が、新たにこの事業を利用いただけるよう支援内容の拡大を図るとともに、同じく4月からは子育て支援センター「ゆら」に保健師を配置し、妊娠期から子育て期に至るまで切れ目のない総合的な子育て支援体制の充実を図りますことから、要保護児童対策の更なる充実強化につながるものと考

えております。

以上申し上げて、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 谷口議員。

○1番（谷口隆徳君） 再質問をさせていただきます。

今、市長のほうから地域担当保健師のみ、動かす、つなぐという、非常に取り組みが綿密になっておりまして、健康のために一生懸命取り組んでいただいているということはよくわかりました。成人保健の事業の中で、一応例えば今いろいろな病気の生活習慣病などが起こった場合に、いきいき健康センターである程度プログラムでいろいろなトレーニングとかいろいろな事業を展開するというをお聞きしましたけれども、いろいろな病気にかかる状況になった場合で発見された場合に、いろいろなプログラムが個人個人に作成される場合に、今、いきいき健康センターではいろいろな展開をするということをお聞きしましたが、例えば朝日の場合、トレーニングセンターへ行ってそういうものができるのか、いろいろな地域でわざわざいきいき健康センターまで来ないでも、ある程度プログラムは個人個人にいただければ、近くでもある程度いろいろなトレーニングができたり、そういう事業展開の中で健康管理ができたりということが、トレーニングセンターもあるわけですから、そういうことについてどうお考えなのかということをお尋ねしたいと思います。

それから、今、要保護児童の件でありますけれども、今いろいろと対策を練っていただいていることはお答えいただきましたけれども、札幌ですか、こどもデイサービスというものが展開されているというのを聞いたんです。そういうことについても、これからは、そういうことができるかどうかという、いろいろな対応策を今教えていただきましたけれども、そういうことも含めて今後の対策についてちょっとお尋ねいたします。

○議長（丹 正臣君） 川村保健福祉部長。

○保健福祉部長（川村慶輔君） 生活習慣病に伴う個別のプログラムの展開ということでもありますけれども、今、議員からお話のありました朝日のトレーニングセンターという活用も、これは可能というふうに考えております。

朝日でもサフォークジムは展開しておりますし、今御答弁申し上げました若年層の成人病に係る部分のプログラムについても、いきいき健康センターのみならず各個人が、例えば総合体育館の機器を利用する、更にはトレーニングセンターの機器を利用するというようなプログラムも可能というふうに考えておりますので、個々の状況に合ったプログラムをその方と相談しながら組んでいくことはできるというふうに考えていますので、そのように対応していきたいというふうに考えております。

それと、こどもデイサービスの関係ですけれども、これについてはちょっと情報がないものですから、今即答できないという状況にありますけれども、いずれにいたしましても、この子供にかかわる健全育成というものについては非常に大事なことでありますことから、今取り組んでおります施策に加えまして、調査研究しながら、この点についても取り組むというか、調

査研究の上、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 谷口議員。

○1番（谷口隆徳君）（登壇） 観光客の誘致及び対応などについてお伺いいたします。

まず、海外からの外国人観光客の増加に伴う本市の対策についてお伺いをいたします。

近年、海外からの観光客が多く日本に来ていることについては、報道などで知らされているところであります。このように海外から外国人に来訪してもらう国際観光の振興には、日本を知ってもらうと同時に、受け入れる住民も来訪者の文化などを知ることができる国際相互理解という大きな意義があります。

また、各地への旅行や爆買いなどと言われるように、経済効果も大きなものがあり、免税店も増加してきております。産業としての観光事業は、地方においても有望な地域振興の中核をなすものとなってきております。定住人口の減少が進む中において、外国人旅行者は交流人口の有望な構成員として位置づけられるのではないのでしょうか。

特に、日本に来る外国人旅行者は全体の70%近くが中国、東南アジアからの旅行者だと言われており、リピーターも多いと報道されております。アジアからの観光客は日本全国を旅行しており、特に北海道の観光人気は高く、冬だけでなくオールシーズン訪れていると言われております。

本市では、以前から海外交流が進められておりますが、交流を進める中でより積極的に観光客の誘致を図るべきではないかと思えます。本市には、東南アジア旅行者に人気の高い冬のイベントやスキー場などが整備されており、しっかりと目標を立てて積極的に誘致を行うべきだと考えますが、誘致対策についてお伺いいたします。

また、近年、本市に訪れた外国の観光客がいつごろ、どの程度あったのか、わかればお知らせをいただきたいと思えます。

次に、外国の観光客が本市を訪れる場合の施設整備などをどのようにしていくのかお伺いいたします。

まず、案内板についてであります。本市の観光施設や名所などを訪ねて、観光客として来られる外国人に対して案内看板の表記をしなければならないと思えますが、現在どのような場所等に何か国語の表示になっているのか。観光地などでは英語、韓国語、中国語、タイ語などの案内表記が通常であるとされているようですが、本市はどのように対応しているのか。また、外国人向けの観光パンフレットが作成されているのかどうかお尋ねをいたします。

更には、Wi-Fi無線通信についてであります。観光案内や災害情報等を伝える重要な役割を担うものとして広く活用されておりますが、新聞報道によりますと、現在本市での公共施設、あるいは準公共施設等に設置されているようですが、どこに設置されているのか。更には今後、情報発信として郊外の観光地等や市街地に設置される予定があるのか、また、全市的に通信網を整備することについて、どのように考えていくのかお伺いをいたします。

更に、また郊外の携帯電話の使用についてであります。

現在も携帯電話が使用できない地域が本市にはまだあります。危機管理の上からも携帯電話を利用できない地域にあつては、災害や事故など緊急、迅速に対処できない場合もありますので、今後携帯電話の使用できない地域については、早急に使用できるようにするべきと考えますが、その対策についてお伺いをいたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 金経済部長。

○経済部長（金 章君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

私からは、海外からの観光誘致の内容、対策、海外観光客の実態及び観光案内板の設置状況についてお答えし、W i - F i 及び携帯電話の不感地域の解消については、総務部長から答弁いたします。

多くの外国人観光客が日本を訪れる中、北海道については東日本大震災の翌年となる平成24年に、これまでの最高となる79万人の外国人が訪れ、翌25年には115万人、昨年は154万人と年々増加しており、その要因としては、国際線定期便の新規就航や増便、免税制度拡充による免税店の増加、ビザ発行要件の緩和、円安基調の継続などが挙げられ、外国人観光客の国、地域別では台湾が最も多く、ついで中国、韓国、タイ、香港、シンガポールの順となっております。

これまで北海道では観光立国の実現に向けた取り組みを実施しており、外国人観光客誘致は人口減少、少子高齢化が進む中、交流人口の拡大と観光消費により地域の活力を維持し、北海道経済の活性化を図る上で重要であり、今後はW i - F i 環境の充実や多言語化に対応した人材育成など、外国人観光客の受け入れ体制の一層の整備が課題であると言われております。

そこで本市の外国人観光客の誘致対策についてであります。平成20年度から4年間、旭川市、富良野市、稚内市などの自治体や観光産業関係団体などで構成するあさひかわ観光誘致宣伝協議会に、本市もその一員として台湾、香港の観光プロモーションに参加しておりました。その内容といたしましては、航空会社への表敬訪問、旅行会社、旅行雑誌社との商談会、個人旅行者を対象としたPR宣伝など、この地域の魅力が最大限に伝わるよう動画なども交えながら行ってきましたが、これまで以上の効果的なプロモーションを模索する中で、本市特有の合宿と観光を融合した新たな切り口での誘致活動として、昨年11月に初めてスポーツ合宿招致と観光誘致の一体的な取り組みと、人的交流や経済交流を視野に入れた、本市単独の台湾プロモーション活動を行ってきたところであります。

プロモーション先は高雄市と台南市の行政関係者やスポーツ、観光関係者であり、今後に向けては意見交換などを行うとともに、道北地域にツアー実績のある旅行会社との商談なども実施したところであります。

今後につきましては、東京オリンピック・パラリンピックのホストタウン構想や、合宿の里ステップアッププランと連動した外国人観光プロモーションを主体とした、5月から10月までの期間をサフォーク羊による牧歌的な風景が広がる放牧場見学、シープドッグショー、毛刈り

ショーや羊毛工芸などの体験、そして、土別サフォークラム、羊肉を味わってもらうなど、本市ならではの見て、食べて、体験するメニューや、12月から3月にかけては議員のお話にもありました、スキーを初めスノーシュー体験、スノーモービル、バナナボートなどの乗車体験や国際雪ハネ選手権など、本市特有の冬のイベントなどを盛り込んだ季節ごとに目的を持った個性あるメニューを提案してまいりたいと存じます。

次に、近年、本市を訪れた外国人観光客の状況についてであります。統計地点の一つであります羊と雲の丘観光施設における平成24年から現在までの国、地域といたしましては、台湾、香港、シンガポールから来市しており、台湾、香港は4月から10月までと2月及び3月で、シンガポールにつきましては、12月から3月までの来訪となっております。この間の来訪者数としては、台湾が380人、香港が160人、シンガポールが390人となっております。また、市内各宿泊施設における外国人宿泊客数は、スポーツ合宿やビジネスを含め24年度は143人、25年度には269人、26年度、162人、27年度上半期までで85人となっておりますし、また、そのほかにも市内ショッピングセンターなどへ立ち寄って商品を購入しているということもお聞きしております。

一方、外国人観光客に対する観光案内看板の設置状況についてであります。羊と雲の丘観光施設では、施設までの誘導案内看板と施設表示看板やイベントスケジュール等の看板は外国語表記をしており、表記言語は中国語繁体字であります。また、外国語対応の観光パンフレットにつきましては、現在、中国語の繁体字と簡体字及び韓国語表記の全3種類があり、全て英語との併記となっております。また、現在、羊と雲の丘周辺のみを設置しております外国語の案内誘導看板の増設、表記言語の拡大や、28年度に更新を予定しております観光パンフレットの外国語表記などについても、訪れる外国人に対するおもてなしの心を持って対応いたしますよう、関係機関と十分協議してまいりたいと存じます。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 中峰総務部長。

○総務部長（中峰寿彰君）（登壇） 私から、本市におけるW i - F i の状況と携帯電話通話不能地域の解消についてお答えいたします。

本市におけるW i - F i の状況についてであります。幾つかの公共施設においてはW i - F i 環境を構築しているものの、インターネット環境の補完的な設備として業務上の使用のため整備しているところであり、広く一般の利用に向けて整備した施設としては観光施設であるレストラン羊飼いの家、宿泊施設のスポーツ合宿センター土別in翠月、朝日地域交流施設和が舎、そしてサイクリングターミナルとなっております。また、不特定多数の方が利用する民間の施設のうち土別グランドホテル、ホテル美し乃湯温泉、なかむら斎場さくらホールのほか、西條土別店の一部フロアなどにおいてW i - F i が整備されています。

こうした中で公共施設に関しては、生涯学習情報センターなどについて検討も必要と考えていますが、郊外の施設や市街地全体へのW i - F i 設置については、ニーズの把握や検討すべ

き課題もある中、現時点では具体的な計画はないところです。

次に、携帯電話の不感地域の解消についてであります。

本市においては、以前から上士別地区、温根別地区、朝日地区のそれぞれ一部が不感地域となっており、携帯電話が使用できない状況にありました。これらの解消に向けて平成19年と21年に通信事業者に対して要望を行うとともに協議を進め、国の臨時交付金を活用した施設整備を22年度に実施し、一部地域の不感地域解消を図ったところです。

しかしながら、地形などの関係から依然として朝日町南朝日、三栄、茂志利地区や上士別町大英、温根別町の北温と白山において電波が届かない状況にあります。このような中でお話にもありました緊急通信手段としての利用も視野に入れ、市内全域での不感地域解消に向けて、引き続き通信事業者と協議をしてきたところです。通信事業者からは民家が少なく採算性が厳しい地区であり、携帯電話基地局の設置は非常に困難との回答にとどまっていますが、市民の日常生活や生産活動の場でもあることから、引き続き通信環境の充実に向けて事業者等との協議と要請を進めていく考えです。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 谷口議員。

○1番（谷口隆徳君） ちょっと質問いたしますが、今、観光の関係ですが、いろいろと対策をしておられるようですが、台湾とかそれからほかの国からいろいろと本市に交流されている。例えば合唱団とかいろいろなことがたくさん来ておられるわけですから、もう少しその辺、積極的に誘致するなりしていかなければならないんじゃないかなという思いがあるんですけれども、その辺の例えば来市された方々とのそれ以後の交流というのはどういうふうにされていくのか、いくつもののか。そこに観光客を誘致するというのが積極的に行われるように対策をしているのかどうか、そこをちょっとお伺いしたいということと、それから、今W i - F i の件ですけれども、新聞によりますと和寒も全町的に設置するというような方向でいっているわけでありまして、やはり全体的にこれは網羅していかないと、例えば観光客が来られた場合でも、ここでは聞けるけれども、ここでは聞けないというような状況が、果たしてこれから将来的にどうなのかということも含めて、もっと積極的に進めていくべきじゃないかというふうに思います。

それから、携帯電話でありますけれども、本当にこれは地域的に何軒しかいないからだめだということではなくて、やはり緊急対応とかいろいろな事故の問題とかあるわけでありまして、その辺、もう少し積極的に考えていただくことができるものなのかどうか。今方向としては取り組んでいくと言われましたけれども、やはりこの辺も含めて、しっかりと取り組んでいただければありがたいと思うんですが、もう一回ちょっとその辺のことをお願いしたい。

○議長（丹 正臣君） 金部長。

○経済部長（金 章君） 谷口議員の再質問にお答えいたします。

初めに、私から台湾との関係の部分をもっと積極的にということでお話あった件について答弁させていただきます。

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、台湾のほうにいわゆる観光とそれからスポーツということで、台南とそれから高雄のほうに行ってまいりましたけれども、この部分については昨年、合唱団として土別に来市された方の団長を核といたしまして、お会いして、そこからいろんな行政機関だとか、そういった部分、御紹介をいただきながらお会いしているところがあります。具体的にはそこでスポーツの交流だとか、それからそのスポーツの交流団が来るに当たっての観光のツアーだとか、そういった部分について今後展開していきたいというふうに思っていますけれども、まずはそういった人と会ってネットワークづくりを進めているところがあります。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 中峰部長。

○総務部長（中峰寿彰君） 私から、W i - F i、そして携帯電話の関係、再質問にお答えさせていただきます。

まず、W i - F iについてでありますけれども、和寒町のお話もございました。全域で取り組むということで、そのことによって観光客のみならず地域住民の皆さんの利便性なり、あるいは場合によってはいろんな情報手段、通信手段としての活用も考えられるところがありますから、できればそういったほうが望ましいということも承知をしているところではありますが、現在、一方では先ほども申し上げました一部課題ということで今生じている部分がありまして、1つはセキュリティーと申しますか、いろんな無線での通信ですので、そこでさまざまな課題や問題があるということ、それから、児童・生徒、子供たちの利用のところでも少し心配することがあるということ、それと事業費的にも今お話ししたセキュリティー対策を講じるとなると結構な事業費になってくる、あるいはその仕組みをどうするのかということもあります。そういった中では実は総務省からも今、認証方法の要件というようなことで、犯罪防止の観点からも、その利用者が認証をきちんとされるようにというようなそういったこともありますので、そこら辺の状況も含めて、今後検討していきたいということでもあります。基本的には情報通信、利便性を図っていくという視点のもとに検討したいと考えておりますけれども、現時点ではそのような状況にあることを御理解いただきたいと思います。

また、携帯電話についても、どうしても今現状としては通信事業者がその主体的判断をするかどうかということが主になってきている中で、先ほども申し上げましたように、一部については国の事業などを活用することによって、本市の事業費的にもある程度抑えてできる場合もあり得るかと思っておりますので、そういった意味では事業方法は何かないのかということと、あわせて通信事業者に対する要請なり協議ということで進めてまいりたいと思っておりますので、以上申し上げて、再質問に答弁させていただきたいと思っております。

○議長（丹 正臣君） 9番 遠山昭二議員。

○9番（遠山昭二君）（登壇） 平成28年第1回定例会に当たり、通告に従い一括方式で質問いたします。

最初に、手話条例についてお尋ねいたします。

手話を言語として認めてほしいという聴覚障害者の切実な声を受け、平成25年10月、鳥取県が全国に先駆け手話言語条例を制定いたしました。以後、同様の条例が他の自治体でも制定され、北海道では石狩市、登別市を初め、隣の名寄市も昨年3月に名寄市みんなを結ぶ手話条例を可決いたしました。

更に、手話言語法制定を求める決議は全国へ急速に広がっています。士別市においても、平成26年第1回定例会で手話言語法（仮称）の早期制定を求める意見書を採択し、国の関係機関に送付いたしました。条例は多くの障害に市民の目を向けさせるきっかけとなります。手話の普及により聞こえる人が聴覚障害者を理解し、交流を深めていくことが重要です。それを学校教育、社会生活等のあらゆる場面で多面的に進め、聴覚障害者みずからも理解を深めるために積極的に社会にかかわっていく必要があります。行政、聴覚障害者、手話通訳等の関係者、事業者、市民がそれぞれの立場で手話にかかわり交流を深めながら、それをまちづくりに生かせば住む人に優しい共生社会の実現に結びつくと思います。

本市は、急速な高齢者の影響で障害を持つ方が年々増加しております。手話を使う市民がコミュニケーションしやすい地域社会を構築すること、手話の普及と手話による意思疎通、社会参加の保障を行うことは行政の役割ではないでしょうか。手話条例を制定する考えについて、まずお聞きいたします。

更に、条例で定める理念実現のため、具体的な推進計画を制定し、継続的な施策を推進するために多様な取り組みの基本方針等を定めることが必要なんだと思います。手話に対する理解の促進の手話を市民に必要な言語、尊重することを求めます。

また、学校教育での手話の理解を図ることや、手話通訳者などの関係者への支援を進めるとともに、聴覚だけではなく、さまざまな障害に対する支援を促すよう環境整備についてお考えをお聞きして、この項目の質問を終わります。

次に、子供の貧困について質問いたします。

私は昨年、第3回定例会で生活困窮者の支援について一般質問をいたしました。本定例会ではその中でも子供の貧困に絞って質問いたします。

近年、家族、地域のつながりも希薄となり、核家族やひとり親家庭などが増えている中で、子育てに係る親の負担は重くなっています。そんな中、子供の貧困対策が動き出しました。安倍政権は国民運動を展開し、民間の資金を活用して対策を進める方針を打ち出しました。民間の資金を活用し対策を充実させることに異存はありませんが、本来、国や地方が取り組むべき対策はどうなっているのでしょうか。子供の貧困率は悪化しています。国民の平均的な所得の半分は貧困ラインと言われますが、その基準に満たない所得の低い世帯の子供たちが6人に1人いるということです。また、平成24年の貧困ラインは122万円とされています。貧困ライン

以下の家庭の子供が直面しているのは成長、社会に参加する機会の剥奪です。保護者に精神的、身体的、社会的余裕がなく、家庭の将来に対する見通しの弱さから、子供の学習や成長に必要な投資が十分できない状況に置かれております。貧困の影響から子供を救うには市民の中にどれだけの子供が相対的貧困状態にあり、発達、健康にどのような影響が出ているかを把握する必要があります。

個人情報取り扱いには細心の注意を払いながらも、まずは貧困の実態把握は対策に求める上で重要だと思います。子供の貧困対策の推進に関する法律が2014年に施行され2年半が経過いたしました。法第14条には国及び地方公共団体は対策を適正に制定し実施するために、子供の貧困に関する調査及び研究、その他の必要な施策を講ずると規定しています。まず、本市の実態把握をお知らせください。

また、対策の柱とは教育支援、生活支援、保護者の就労支援、それに経済的支援の4つであります。士別市はどのような支援をされているのでしょうか。国の政策的な解決策より相談体制を含めた現場の柔軟な判断の運用が重要とされています。

最後に、貧困家庭に対する本市の支援と貧困状態にある子供たちの生きる力を育むために環境整備についてお聞きし、私の質問といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 遠山議員の御質問にお答えいたします。

最初に、私から子供の貧困について答弁申し上げ、手話条例については保健福祉部長から答弁申し上げます。

貧困家庭の支援策については、平成26年1月、子供の貧困対策の推進に関する法律が施行され、政府は同年8月に子供の貧困対策に関する大綱を定め、27年12月には北海道が北海道子どもの貧困対策推進計画を策定し、教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援等の4つの施策を総合的かつ効果的に推進することとしたところです。

そこで、本市における貧困家庭の実態把握についてですが、相対的貧困状態を見きわめる所得の算出方法は、その世帯の収入や社会保険料などにに基づき算出することになっているため、その実態把握は遠山議員お話のとおり、個人情報の観点から把握はできませんが、市の税務や住宅などの各関係部署を初め、家庭児童相談員や母子・父子自立支援員、地区担当保健師、教育委員会などが、相談業務などの際に貧困が疑われる世帯を把握した場合には、生活困窮者自立相談支援員や生活保護担当と連携し、総合的な支援に努めているところです。

次に、対策の柱となる4つの施策に関する本市の主な取り組みについてです。

初めに、教育支援についてですが、幼児教育、保育段階の支援では、多子世帯、ひとり親家庭などの保育料の軽減措置を講じているほか、子育て支援センターにおいては、就学前の子供を持つ保護者への育児相談などを行っており、義務教育段階では学校教育法に基づき要保護者や準要保護者に対し、就学援助として学用品や給食費などを支給するほか、障害や何らかの困り感を有する児童・生徒への教育支援として、市独自で特別支援教育支援員を配置するととも

に、不登校またはその傾向にある児童・生徒への支援として、適用指導教室ウィズを設置しています。

また、高校や大学などに進学する方に対しては、士別市奨学金貸与条例に基づく貸与制度の活用のほか、ひとり親家庭に対しては就学資金の貸付制度も整備しています。このほか生活保護世帯については、義務教育を受けるための学習支援費や教育費、給食費等の教育扶助や、高校就学のための学習支援費などを支給しています。

次に、生活支援についてですが、保護者の就労等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため、保育園の待機児童の解消に努めているとともに、一時保育など多様な保育サービスの充実を図っているほか、子供たちの放課後における安全・安心な居場所を確保するための放課後児童クラブや、放課後子ども教室の設置、更には障害のある児童の居場所づくりである日中一時支援事業に取り組んでいます。

また、ひとり親家庭に対しては、保育所の入所選考や市営住宅の入居の際に優遇措置などを講じているほか、生活保護世帯については食費、被服費、光熱水費などの生活扶助を支給しています。

次に、保護者に対する就労支援については、市とハローワークとの間で締結している生活保護受給者等就労自立促進事業に関する協定に基づき、支援対象者の心身の状況や職業に対する意向などの情報を双方で共有し合い、対象者がより適した職業につくことができるよう支援しています。

また、経済的支援については小・中学生の医療費無料化のほか、ひとり親家庭に対しては児童扶養手当の支給や診療時間外において、名寄市立総合病院の小児科を受診する際のタクシー利用料金の助成、更には入浴施設利用使用料の助成や水道料金の軽減などを行っているほか、生活保護世帯については、医療扶助として医療の提供を行っています。

このほか未婚のひとり親に対する寡婦（夫）控除のみなし適用を初め、ひとり親家庭に対しての小学校、高校、大学等への入学に伴う資金の支給制度や、就業のための資格取得に関する費用の上乗せ助成など、市独自の支援策を講じております。

これらの施策は生活保護制度以外は必ずしも貧困ライン以下の家庭に限った支援策ではなく、それぞれの制度により収入要件などの基準を定めて実施しており、全ての子供たちの将来がその生まれ育った環境に左右されることがないように、支援を必要とする世帯に適切な支援が提供されなければなりません。

そのためには柔軟に対応できる相談支援体制の構築が何より重要でありますことから、今後各関係機関の連携をより密にするとともに、国や北海道とも連携する中、支援の充実に努めてまいります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 川村保健福祉部長。

○保健福祉部長（川村慶輔君）（登壇） 私から、手話条例についてお答えいたします。

手話条例の制定については、平成26年第4回定例会で谷口議員からの御提言に対し、聴覚などに障害があり、手話を日常的に言語として使用している方が、手話を言語として普通に生活できる地域社会を築く上での環境整備の一つとして大変意義あることと考えるが、条例制定には市役所窓口での対応を初め市内の公共的な窓口や事業所など、その環境整備が重要であり、手話条例の先進地の状況なども調査研究する中で検討する旨御答弁申し上げたところで

す。

そこで、その環境整備に向けたこれまでの市の取り組みについて申し上げますと、毎年士別市聴覚障がい者の会の御協力のもと実施しております市民手話講習会に、27年度においては市職員15人が受講したほか、一部の部署では毎朝の朝礼で手話を取り入れるなど、職員が手話に触れる機会の創出に努めているほか、本市を含む上川北部8市町村共催で実施している手話奉仕員の養成講座に、今年度も本市から市民お一人の方に参加をいただいたところです。

また、聴覚に障害のある方が外出する際のコミュニケーションを助けることを目的に実施している聴覚障がい者等支援事業における手話通訳者の派遣先が、研修会や講習会の場など多くの市民が参加する場所に広がってきているほか、学校教育の場においても、一部の学校では総合学習に手話通訳者による手話の学習を取り入れるなど、市民が手話に触れる機会も増え、手話に対する理解も着実に促進されているものと考えています。

更に、28年度には新規事業として、市が登録している手話通訳者のレベルアップを目的に、北海道ろうあ連盟と連携した講習会を開催するほか、市の窓口担当職員向けの手話講習会を実施する予定であります。また、手話条例の先進地の状況については、昨年9月に手話や手話通訳を初め、聴覚障害者問題についての研究・運動を行う組織であります北海道手話通訳問題研究会道北支部旭川班と士別手話サークル、名寄手話の会が行った意見交換会の場に市の担当者も出席をさせていただき、手話条例の先進地の事例をもとに意見交換を行ってまいりました。その結果、条例を策定する際には具体的にどのように手話を普及させるか、あるいは聴覚障害者の生活をどのようによくしていくかということを念頭に置いて行わなければ、実効性のある条例にはならないとの御意見も伺ったところであり、条例制定に当たっては、手話を言語として活用できる環境整備が重要であることを再認識したところです。

一方、北海道においても、今年度手話以外のコミュニケーションを含めた手話言語条例の制定に向けた検討が始められましたことから、その動向を注視しておりましたが、北海道ろうあ連盟から北海道に対し、手話に特化した条例とするべきとの要望が出されたことにより、北海道としても、今後更に検討を進めていくとお聞きしているところであります。

本市においては、手話を使用しない聴覚に障害のある方が多く、意思疎通の手段として文字を用いる要約筆記者の派遣事業の利用も年々増えている状況にあることから、手話条例の制定については、引き続き手話が使いやすい環境づくりに努めていくことはもちろんであります。今後も北海道の動向にも注視しながら、本市における条例のあり方について、士別市聴覚障がい者の会や士別手話サークルを初め、他の障害者団体などとも更に検討、協議を行っていく必

要があるものと考えています。

また、聴覚障害だけでなくさまざまな障害に対する支援については、本市の地域福祉計画及び障がい福祉計画を基本に、その環境整備に向けた取り組みを鋭意進めてまいります。

以上申し上げ、御答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 遠山議員。

○9番（遠山昭二君） 1つだけお聞きしたいんですけれども、小児科の名寄市立病院に行くときのタクシーを無料で行かせていただいているんですけれども、帰りは、往復あるんですか、片道だけでしたか。何か行ってしまって、帰りタクシーがなかったというような話を聞きましたけれども、帰りはなかった、片道だけでしたか。

○議長（丹 正臣君） 川村部長。

○保健福祉部長（川村慶輔君） 再質問にお答えします。

往復が対象になっております。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 遠山議員。

○9番（遠山昭二君） 終わります。

○議長（丹 正臣君） 12番 出合孝司議員。

○12番（出合孝司君）（登壇） 2016年第1回定例会に当たり、通告に従い一般質問をいたします。

まず最初に、水道事業について質問いたします。

水道はライフラインとして市民生活に欠かせないものであり、常に安全・安心な水を供給することは、まさに市民の命と健康を守るものであると考えています。

そこで、水道事業の中核施設である浄水場の管理運営についてお伺いをいたします。

浄水場事業は一時の遅滞も許されないものであり、事業の安定した継続が必要となっております。そのためには人材の育成、確保が必要と考えますが、士別市のここ数年の対応を見ていると疑問を感じてしまいます。本年3月で浄水場勤務一筋の職員が退職いたします。このことは市も数年前から承知していたとみえて、2年前に浄水場に専属の職員が配属をされました。これでやっと後継者ができたと周りの者が思っていたやさき、昨年の人事異動でこの職員は他の部署に異動となり、新たな職員の配属がなかったため、上下水道課では苦肉の策として課内の技術職員2名を浄水場勤務といたしました。

この職員は工事を積算、発注する技師ですが、技術者の少ない本市の現状では、その補充も望めないため、工事の積算、発注業務を持ったままの異動となり、工事の積算業務と浄水場業務を兼務した状態で1年が経過したところでございます。これら一連の経過を見ると、市は一体何を考えているのかと疑問を感じました。まさに浄水場の指定管理を考えているんじゃないかということでございます。

水道は、冒頭にも言いましたが、市民生活に欠かせないものであり、常に安全・安心な水を

供給すること、まさに市民の命と健康を守ることであり、市は最後まで責任を持って事業を遂行しなければなりません。そのためには継続的な人材の確保、育成が必要と考えます。市は、今後の浄水場の管理運営をどのように考えているのかお伺いをし、この質問を終わります。

(降壇)

○議長(丹 正臣君) 牧野市長。

○市長(牧野勇司君) (登壇) 出合議員の御質問にお答えいたします。

本市の水道事業は昭和27年に着手、翌28年12月に一部給水を開始以降、整備区域の拡張と浄水場施設の規模拡大を図ってきました。こうした結果、現在の1日当たりの配水量は1万600トン、総管路延長325キロメートル、給水人口は約1万7,000人となるなど安全・安心な水道水の供給により、市民の生活環境の向上や地域産業の発展を支えてまいりました。

平成22年度には、土別市水道事業と上土別、多寄、朝日地区の簡易水道事業の統合を図り、あわせて浄水場の導水管との接続を実施するなど、安定した経営基盤と給水体制の確立に努めてきました。

また、26年度には東山浄水場から朝日浄水場の監視及び操作を行うための遠隔監視操作システムを導入、27年度には頻発するゲリラ豪雨の影響などで河川の濁度上昇による取水停止を回避するため、高濁度対策用ろ過装置を朝日浄水場に設置するなど、通常運転時の作業負担の軽減と災害発生時における水道水の安定供給など、各種対策の強化を図ってきたところです。

出合議員お話のとおり、東山浄水場における現在の水道技術管理者は3月末をもって退職いたしますが、長年の勤務経験で培った水質管理技術や災害等緊急時の対応については、水道技術管理者の資格を有する市職員3人のほか、一部業務の委託先事業所に所属する複数人の有資格者がその技術継承に努めてきたところです。

特に、東山浄水場は中央市街地区はもとより、多寄、温根別地区の広範な地域への水道水の供給に加えて、上土別、朝日浄水場の運転状況を遠方監視操作するといった重要な役割を担う施設であるため、その管理については有資格者が複数体制で勤務に当たるなど、引き続き万全な体制での管理、運営に努めてまいります。

次に、今後の浄水場の管理、運営に対する考え方についてであります。

昨年10月の平成27年度決算審査特別委員会において、喜多委員の御質問にお答えしましたが、現在、浄水場施設を民間委託、または指定管理者制度により運営している状況については、全国で45自治体、うち道内では石狩市、稚内市など5自治体にとどまっています。指定管理者制度は平成15年に創設以降、本市ではスポーツ、レクリエーション施設や福祉施設など既に18施設に導入していますが、水道事業については水質の保全や衛生対策など、住民の健康に大きくかかわる責任とその業務の特殊性から受託可能な企業も極めて少ないため、自治体の多くは夜間業務など一部業務委託を取り入れながらも、直営による運営を継続している状況にあります。

しかしながら、全国の自治体において団塊の世代の職員が退職以降、特に技術系職員の不足が続いていることから、今後における人材の育成や技術水準の維持など、安定した管理体制の

継続について危惧しているところです。

また、公営企業としての健全な経営といった観点では、今後予想される人口減少による需要水量の低下に伴う経営不安など多くの課題を抱えています。このようなことから今後の管理、運営については、当面は職員の確保と育成により現行の管理体制の継続を図る一方、委託や指定管理により運営している市町村のメリット、デメリットなど、その実態について調査、研究を進める中、安全な水道水を低廉な料金で安定して供給するため、最も相ふさわしい管理運営体制のあり方について慎重に検討してまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 12番 出合孝司議員。

○12番（出合孝司君）（登壇） 次に、市立病院について質問いたします。

1点目は、病院改革プランと繰り返される病棟の再編についてであります。

改革プランは経営の改善を図るため数年ごとに策定されていますが、その改革プランの検証はどのように行っているのか、その結果は新たな改革プランにどのように生かされたのか、そして、これまでどのような改善が図られたのか、お示しいただきたいと思います。

私は、失礼な言い方かもしれませんが、まるで絵に描いた餅のように思うのですが、いかがでしょうか。

そして、改革プランが策定するたびに病棟の再編が示されています。病棟の再編に伴い、当然職員の異動が伴います。業務内容も変わるため職員の肉体的、精神的負担も増し、また、入院患者にも移動による負担がかかってまいります。今、職員は繰り返される病棟再編で不安、不信、不満を持ちながら業務をしている状況と聞いています。私は、改革プランには職員が笑顔で自信が持てる職場環境づくりも必要だと考えていますが、いかがでしょうか。

こうした観点から今後の改革プランについては、長期展望を持ったものとなるよう要望をするものです。

次に、療養病棟のこれまでの経緯と考え方についてでございます。

療養病棟は平成24年に看護師不足、入院患者の減少を理由に閉鎖されました。そして、その2年後の平成26年に再開をされました。そのときの病床数は30床でございます。その後、50床、今年からは80床となるわけであります。閉鎖時から4年間でのこの激変について、その経緯と考え方をお示し願いたいと思います。

最後に、看護師確保対策についてであります。

病棟の再編により、急性期病棟が縮小されたことにより退職希望の看護師が増加していると聞いています。現在はまだ確保されているようでありますけれども、退職希望者がこのまま増加し続けると看護師不足が生じかねません。看護師の確保についてはこれまでも大きな問題であったことから、長期的展望での対応が必要かと思っておりますけれども、その考えをお示し願いたいと思います。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 三好市立病院事務局長。

○市立病院事務局長（三好信之君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

病院計画改革プランにつきましては、平成20年度から26年度までの全計画が終了したことから、27年度を初年度とし30年度までの4カ年を計画期間とする新たなプランを策定し、現在病院の経営改革に取り組んでいるところであります。

お尋ねのプランの検証についてであります。前計画においては毎年実施状況を公表するとともに、新たな経営改革プランの策定に当たり検証を加えております。医師確保対策に関しましては、医育大学からの医師派遣が減少する中、出張医の確保のほか医師修学資金の貸付制度の創設により、現在3名が修学、または研修中ではありますが、今後も医師確保は病院経営上の最重要課題として継続して取り組んでまいります。

看護師確保については、看護師修学資金貸し付けの増額、看護師研究資金貸付制度の創設などにより確保に努めたところでありますが、近年の患者数の動向を踏まえ、26年10月には一旦休止となっていた療養病床の再開に至ったところであります。

病床規模の見直しについては、患者数、医師数、看護師数の状況に応じた病棟の再編、運用病床を変更しながら取り組んでまいりました。加えて亜急性期病床、現在の地域包括ケア病床の開設により、患者の確保、収益向上に一定の役割を果たしたところであります。

在宅医療につきましては、訪問看護の看護師数の増を図るなど体制充実を図ったところですが、今後、更に在宅医療ニーズが増加することが予想され、その対応が今後の大きな課題と捉えています。

センター病院との広域連携については、道北4病院によるポラリスネットワークの整備により、緊急診療業務における診療画像配信を運用しているところであり、今後は開業医との診療情報の共有など連携の強化を図る考えであります。

こうした検証結果に基づき、新たな経営改革プランを策定したところであり、いわゆる団塊の世代が75歳を迎える2025年に向け、病院、病床機能の分化、強化と連携、在宅医療の充実、重点化、効率化などが求められるとともに、住民が可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けるための地域包括ケアシステムの中心的役割を果たすための機能を持った病院経営に努めるものとしたところであります。

更に、この基本的な考え方を推進するための5項目として、長期入院体制の充実、在宅医療の充実、名寄市立総合病院との連携強化及び機能分化、明確化、公立診療所、民間医療機関との連携強化、地域包括システムの充実を掲げて具体的な方策に取り組むこととしております。

病院経営における基本的な考え方、方向性については大きく変わるものではありませんが、27年度からの新たな経営改革プランにおける収支資産の前提となる患者数について、一般病床入院患者数を1日平均100人、療養病床入院患者数を25人とし、28年度からは更に療養病床の増床による効果を見込んでいたところでありますが、療養病床患者数は伸びているものの、入院収益単価の高い一般病床の患者数が1日平均75人を下回る状況となりました。このことにより年間収益で約3億5,000万円ほどの減額となり、プランの初年度ではありますが、計画を見直

さなければならぬ状況となっているところでもあります。

また、病棟の再編につきましては、近年の状況で申し上げますと、24年8月に2階東療養病棟を休床し、25年11月には休床をしていた5階東一般病棟を再開するとともに、4階東西の一般病棟を統合しています。26年10月には2階東療養病棟を再開し、27年2月には新たな改革プランを前倒しする形で5階東西一般病棟を統合することにより、療養病床を25床から30床に増床を図っております。

また、27年9月には回復期、慢性期の患者の増加傾向から、経営改革プランに沿って療養病床の増床を図るため、4階病棟を療養病棟用に改修し、11月には2階東療養病棟を休床する中で4階病棟、療養病床50床とし増床を図ったところで、一時休床となる2階東療養病棟については、一般病床、療養病床における患者推移を見ながら再開を判断するとしたところであります。

しかし、先ほど申し上げましたが、一般病床の患者数の減少、更には患者の中には療養病床への移動の待機者が多数いること、加えて手術体制の見直しなど、患者の状況を考慮し、この3月に5階東西の一般病棟を統合し60床とし、4階療養病棟50床に加え、2階東療養病棟30床を再開させたところであります。これにより現在、一般病床が一般病棟60床、うち地域包括ケア病床9床、療養病床が2病棟80床となっております。こうした病棟再編の経過は経営改革プランに基づき実施をしてきたものであります。たび重なる病棟の再編は職員の肉体的、精神的負担となること、更には再編時における病棟移動が患者負担となることもあり、十分な配慮と体制の中で実施をまいりました。

また、病棟再編に当たりましては、経営改革プランの内容も含め、職員説明会を開催する中で職員が一丸となって取り組めるよう努めてきたところでもあります。

経営改革プランにつきましては、北海道が作成する2025年を見据えた地域医療構想が策定されることから、必要に応じ計画を見直すとしていたところではありますが、現在のその素案の状況を見ても、長期展望に立った今後の病院運営の基本的な考え方を変えるものではなく、一般病床の患者数の減少に伴う今後の収支改善をどう図っていくかが見直しのポイントになるものと考えております。

また、療養病棟のこれまでの経過と考え方についてであります。療養病棟の編成につきましては、先ほど病棟再編の状況でお話をしておりますが、療養病棟休床中は年間で20人を超える患者を旭川、名寄市といった療養病棟を持つ病院へ転院をさせていた状況にありました。こうした患者が住みなれた地域で暮らし続けるためにも、地域包括ケアシステムの中で病院の役割を果たす上でも療養病棟は重要であり、今後の地域の患者動向を推測した中でも高齢者の医療の受け皿としての必要性から増床を図ってきたものであります。

次に、看護師確保対策についてであります。

近年における看護師の退職希望の理由としては、配偶者の転勤、結婚といった家庭の事情、手術現場でスキルを発揮したい、急性期の現場で働きたい、慢性期の職場で働きたいといった

看護師として目指す方向性の違いなどによるものとなっており、今回の急性期病棟が縮小されたことが要因とは捉えておりません。現在、地域の中核病院として急性期を維持する中、回復期、慢性期医療の提供へと変化しており、病棟における看護師配置基準は一般病棟では患者10人に対し看護師1人の配置、療養病棟では患者20人に対し看護師1人の配置となっていることから、病院として現在必要とされる看護師数は減少傾向にあります。

今後の看護師確保に当たりましては、現在の経営改革プラン上も新規の看護師修学資金貸し付け者を毎年2名に抑制しているところではありますが、今後の患者数の状況に応じて計画的な採用に努めるとともに、適正な人員配置を図ってまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 出合議員。

○12番（出合孝司君） これで終わります。

○議長（丹 正臣君） まだ、一般質問が続いておりますが、ここで昼食を含め午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時40分休憩）

（午後1時30分再開）

○議長（丹 正臣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。15番 粥川 章議員。

○15番（粥川 章君）（登壇） 発言のお許しをいただきましたので、第1回定例会に当たりまして、通告に従い一括方式にて一般質問を行いたいと思います。

最初に、胃がん検診についてお尋ねをいたします。

年間5万人近い人の命を奪う胃がんは、早い段階、ステージ1で発見すれば9割以上が完治できるとされています。早期発見をするためには定期的な検診が欠かせないことから、本市では北海道対がん協会に委託し、35歳以上の方を対象に一部公費負担を導入し、胃部エックス線検査を実施していますが、ここ3年間の受診者の数と受診率、また精密検査を受けた人数をお知らせください。

厚生労働省は、本年4月からがん検診実施のための指針の一部を改正し、胃がん検診については検査項目を問診に加え、胃部エックス線検査、または胃内視鏡検査のいずれかとし、検診を実施する市町村は両検査を合わせて提供しても差し支えなく、受診者はいずれかを選択することができることとされたところです。また、受診対象年齢を40歳以上から50歳以上に、検診回数を年1回から2年に1回行うこととされましたが、当分の間、エックス線検査については対象年齢を40歳以上の者とし、年1回の検査で実施しても差し支えないとの改正がなされたところです。

そこで、内視鏡検査はエックス線検査より発見率が高い上、検査に要する時間も短く、受診

される方の体への負担も軽いとされ期待が高まっていますが、医師不足や検査技術格差などの課題から、内視鏡検査を実施できる自治体は一部にとどまる見込みであるとされています。また、胃がんの99%はピロリ菌を原因に胃粘膜の萎縮が進行し、がんが発生しやすいとの見解もあることから、血液検査で判定した上で、必要な人だけ内視鏡検査を実施している胃がんリスク検診もあります。

神奈川県横須賀市では、エックス線検査で胃がん発見ゼロの年が続き、胃がんリスク検診に切りかえたところ、1年間で108人の胃がんが発見されたとの事例が示され、攻めの医療改革で知られる神奈川県知事の黒岩祐治氏は、みずから内視鏡検査を受診し、その体験から検査中に画像を自分でチェックできることや、バリウムを使うエックス線に比べ苦痛もないなどのことから内視鏡検査を普及すべきと述べられ、神奈川県から胃がん検診の改革を始めようとしています。

そこで、お尋ねいたしますが、市立病院では平成21年に内視鏡センターをリニューアル、機器も最新の設備に更新され、優秀な内視鏡技師も定着し、日本消化器内視鏡学会より指導指定医として認定されていることから、高いレベルでの検診が期待できるのではないのでしょうか。がん対策は早期発見こそが最善の治療につながることから、本市の胃がん検診の方法について、エック線検査に加え内視鏡検査の導入も必要と考えますが、今後の本市の胃がん検診の方向性について御見解をお伺いいたします。

次に、トヨタ工業学園士別合宿についてお尋ねをいたします。

世界最大手の自動車メーカートヨタ自動車士別試験場は、一昨年30周年を迎え、本市の経済に大きく寄与されているところでありますが、これらを縁として昨年8月にトヨタ工業学園専門部の生徒113人、引率者10名が異業種体験として約1週間、朝日地域交流センター、シラカバハウスに宿泊しての合宿研修が行われ、その内容は市内農家での農作物収穫体験や士別試験場内の研修など多岐にわたるとお聞きしましたが、研修内容の詳細をお知らせください。

私は、朝日町で行われた歓迎夕食会に参加させていただきましたが、その生徒たちの礼儀の正しさ、規律ある一連の行動に深く感銘を受けた一人であり、まさに企業の繁栄は人材の育成から始まる、このことを強く感じたところです。

そこで、地域に定着した企業のこのような研修合宿は大変意義深く、今後地元の高校生も可能な範囲での研修体験を学園生徒とともに実施できないもののでしょうか、考えをお伺いいたします。

この合宿に同行された学園長からは、28年には高等部の生徒も連れてきたいとの力強い挨拶があり、牧野市長もこのたびトヨタ工業学園の卒業式に出向かれるなど精力的な行動がなされています。本年も士別の特色を生かした異業種体験が行われると思いますが、この合宿計画の現時点での進捗状況をお聞きし、私の一般質問を終わらせていただきます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 粥川議員の御質問にお答えいたします。

最初に、私からトヨタ工業学園の士別合宿研修について答弁申し上げ、がん検診については保健福祉部長から答弁申し上げます。

トヨタ工業学園はトヨタ自動車株式会社が昭和14年に設立した企業内訓練校で、知識、技能、心身の3本柱のもとに将来の生産活動の中核となり、会社はもとより社会に貢献できる若者たちの育成を目指しています。これまで学園が実施してきた職場外研修は、カナダなど海外でのホームステイを通じた内容でしたが、一昨年、学園長である田口 守氏から学園生に自動車以外の物づくりを国内で体験させることで、トヨタが実践するお客様第一、品質へのこだわりを実感でき、今後の実習の活力に結びつけること、また、自社の試験場での乗車体験などによって、トヨタの一員である自覚を持たせたいとの意向が示されるとともに、士別での受け入れについて相談を受け、私もぜひお受けいたしますとお答えし、今回の合宿研修の実現に至ったところです。

異業種の物づくりを体験する研修は学園として初の試みであり、合宿研修の受け入れは本市にとっても大変意義深いものであることから、宿泊などの対応はもとより、充実した研修になるよう内容の検討や関係団体等との調整を進めてきました。

そこで昨年の8月25日から29日を全日程とした研修内容についてであります。まず、8月25日には士別試験場で運転体験などの研修を行い、翌26日から28日までの3日間は異業種体験を実施しました。各日とも113人の学園生が複数のグループに分かれて、市内農家の協力のもとでの農作物収穫体験を初め、森林組合や上川総合振興局の協力を得ての枝打ち作業、桜丘荘など福祉施設の窓拭き作業、学校図書や博物館資料の整理作業、花壇の造成や桜の植樹を含む羊と雲の丘環境整備作業など、多くの異業種体験を行っていただきました。

このような研修の中で、ジャガイモやカボチャなどの農作物の収穫を体験した学園生からは、農家の皆さんの苦労を身をもって感じる事ができた、同時に農業者の皆さんが作物を商品としてこだわりを持って扱っていることを知り、品質に妥協せずにこだわりを持つことは、お客様に商品を提供する農作物も自動車も同じだと実感したなどの感想が寄せられたところです。

一方、受け入れ農家の皆さんからは挨拶などの規律はもとより、草取りや石拾いであっても手を抜かない姿を見て、ぜひ来年も受け入れたいとの声をいただいています。

また、福祉施設での作業では、入居者との交流の機会もあり、終了後は別れを惜しんで涙ぐむ入居者の姿もあったほか、羊と雲の丘の環境整備では4,000本を超える花の植栽や210本の桜の植樹を、実に整然と手際よく実施していただき、整備されたフラワーガーデンは訪れる観光客や市民の憩いの場になるものと確信しています。このように社会貢献活動としての取り組みも行っていただいたことに感謝し、本市を離れる日には本市から学園生に対して羊皮紙で作成した感謝状を贈呈したところです。

平成28年度においては、約2週間にわたり専門部の学園生120人に加えて高等部74人、更にトヨタ東日本学園の学園生20人を受け入れる予定であり、農作物の収穫体験や羊と雲の丘の環境整備などを中心としながら、研修内容の詳細については、今後、学園側と協議を進めること

になっています。

粥川議員のお話のとおり、挨拶を初めとする学園生の規律ある行動、みずから作業手順を考え仲間と連携して実践する彼らの姿は、私たちに改めて世界のトヨタを印象づけるものでした。このような学園の青年と地元の高校生が合同で研修することについては、互いに多くを学ぶよい機会であると考えますが、まずは学園生にとって有意義で充実した研修になるよう努めていくことが肝要と考えており、体制の確立が図られた段階で、次のステップとして学園や地元高校との協議を含め検討していきたいと考えます。

去る2月25日にとり行われた卒業式には、私もお招きをいただき列席してまいりましたが、豊田章男社長からもじきじきに研修受け入れに当たってのお礼の言葉を頂戴したところであり、来年度以降も学園生の研修受け入れはもとより、トヨタ自動車との御縁を大切に一層の連携強化を図ってまいります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。 （降壇）

○議長（丹 正臣君） 川村保健福祉部長。

○保健福祉部長（川村慶輔君）（登壇） 私から、がん検診についてお答えいたします。

初めに、がん検診の過去3年間の受診者数と受診率についてですが、40歳以上の市民のうち職場等で受診機会のある方を除いた数値で申し上げますと、平成24年度の受診者数は1,091人であり、受診率は12.7%、25年度は1,112人で13.0%、26年度は1,060人で12.0%となっていますが、個人健診や治療中の方など、市では把握できない受診者数の数を含めると、これ以上の受診率であると推測をしています。市の検診の後、精密検査を受けた人数については、24年度で72人、25年度で70人、26年度で79人となっています。

粥川議員お話のとおり、厚生労働省はがん検診実施のための指針を本年2月に改正し、4月からは胃がんの検診方法をエックス線検査、または内視鏡検査のいずれかを選択することができることといたしました。エックス線検査は精度の高い画像診断を行うために、検診台の上で体を動かさなければならぬため、それを負担に感じる方や体質的にもバリウムが合わない方など、検診の対象外になる方もいる一方、内視鏡検査のほうが適合する方もおり、受診者がいずれか一方の検診方法を選択できることになったことについては、大変喜ばしいことと考えています。

しかしながら、日本消化器学会によれば内視鏡検査は胃の粘膜に傷をつけたり、ショック等の症状が起こり得るとされており、内視鏡検査を導入したがん検診を実施するためには、検査を実施する医師や医療機関の確保、検診体制の整備、拡充等が必要とされています。

そこで、市立病院の内視鏡検診センターでの検診は期待できないかとお尋ねであります。現在の市立病院の内視鏡検診センターにおける胃などの検査治療は、26年度は1,520件、27年度見込みで1,627件、大腸などの検査治療は26年度は817件、27年度見込みで981件であり、常勤だけでは対応できず7割を出張医により対応しているところでもあります。こうしたことから、検診として内視鏡検査を実施するためには、更なる医師の確保と体制の整備が必要であり、現

状としては内視鏡による検診の導入は困難な状況にあると判断をしています。

また、現在、検診を委託しております北海道対がん協会においては、精密検査の必要な方への内視鏡検査は実施しておりますが、内視鏡による1次検診を実施するためには、固定医の確保が必要であり、現段階では難しいとの回答をいただいているところです。厚生労働省の調査によれば、内視鏡検査を28年度から導入するとした全国の市町村の割合は、集団検診で2.7%、個別検診で4.9%にとどまるとのことであり、実施が不可能とした市町村におけるその理由は、予算の確保や施設設備が整わないことなども挙げられており、一方、実施できるとした市町村は病院数が多く、医師の数も多い都市部の市町村であると考えられます。

議員お話のとおり、我が国では年間13万以上が胃がん罹患し、年間5万人近くが死亡していることから、胃がんの早期発見は極めて大きな課題であります。本市においても死亡原因の1位はがんであり、そのうち胃がんによる死亡は2位であることから、胃がんの予防、早期発見、早期治療は健康寿命を延ばすための対策として欠かすことのできない課題であると認識しています。

国は、内視鏡検査も選択できるとしておりますが、内視鏡検査による検診体制の整備には一定の期間を要することなどを考慮し、エックス線検査に関しては当分の間、毎年実施しても差し支えないとしております。したがって、本市といたしましては、引き続きエックス線検査を実施する中で、改正された指針に基づき内視鏡検査の実施の可能性について、今後医療機関や対がん協会等と協議をしております。

以上を申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 粥川議員。

○15番（粥川 章君） 終わります。

○議長（丹 正臣君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 1時52分散会）